

Eco Topics 2021年10月号

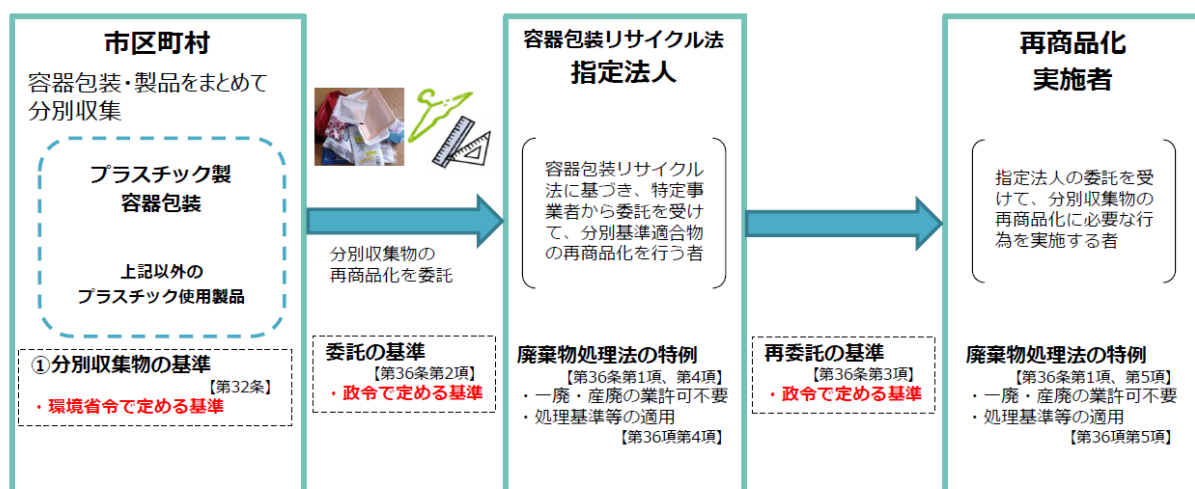
プラスチック資源循環促進法に基づく自治体の取組

2021年6月4日に公布された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラスチック資源循環促進法」）について、来年4月1日の施行に向けて、10月8日から施行令案、施行規則案、省令案、基本方針案等への意見募集（パブリックコメント）の受付が開始されました。そこで、プラスチック資源循環促進法に基づく自治体の取組内容について整理し、来年の施行に先立ち取組を開始している自治体の事例をご紹介します。

■プラスチック資源循環促進法に基づく地方自治体の主な取組事項

- 市町村は、区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努める。（法第6条）
- 市町村は、区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集に当たって、以下の措置を講ずるよう努める。（法第31条）
 - ・ 分別基準の策定
 - ・ 当該分別の基準に従って適正に分別排出を促進するために必要な措置
- 市町村は、分別収集物の再商品化を委託することができる。（法第32条）
⇒容器包装リサイクル法ルートを活用した分別収集物の再商品化が可能

図1 プラスチック資源としての一括回収による分別収集・再商品化の概要



（出所）プラスチック資源循環小委員会会議資料「『プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律』の政省令・告示について」

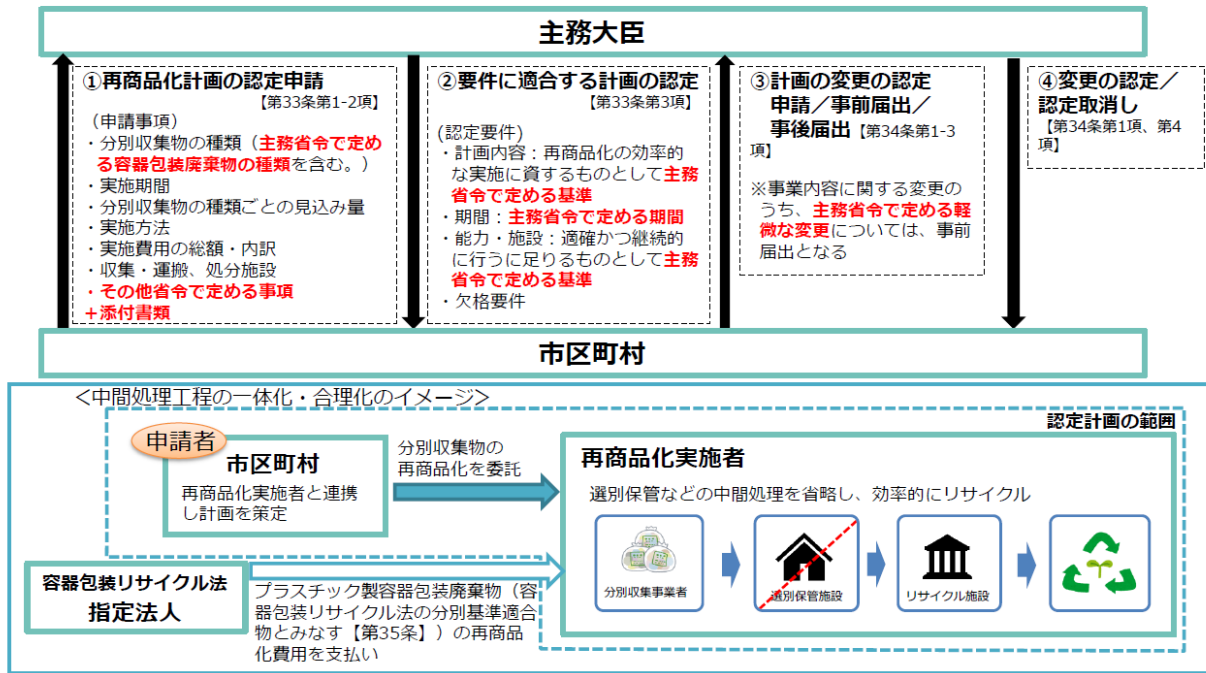
《容器包装プラスチックと一括回収しているプラスチック使用製品廃棄物（製品プラスチック）の例》

回収している製品プラスチック
文具用品（ボールペン・定規等）、おもちゃ、収納用品（かご、バケツ、ハンガー等）、屋外用品（プランター、レジャーシート等）、風呂・洗面用具（洗面器、ブラシ等）、台所用品（食器、タッパー、スポンジ等）、CD・DVD及びそのケース、レコード盤等

※今後、先行してプラスチック使用製品廃棄物の回収を実施している自治体の取組を参考に、現場の意見を踏まえた「分別収集の手引き」が策定される予定となっています。

- 市町村は、再商品化事業者と共同で分別収集物の再商品化計画を作成し、認定を申請することができる。（法第33条）
⇒主務大臣が認定した場合、市町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することが可能

図2 中間処理工程を一体化・合理化した分別収集・再商品化の概要



(出所) プラスチック資源循環小委員会会議資料『『プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律』の政省令・告示について』

《プラスチック使用製品廃棄物について再商品化事業者と連携している取組事例(大阪市)》

概要	行政回収している家庭から排出されるペットボトルの回収・リサイクルシステム(みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト)
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> 市、地域団体、事業者が連携・協働して回収、リサイクルを行うための要綱を設置 プロジェクトに参画する事業者を募集し、事業者と事業連携協定を締結 プロジェクト参画事業者を公表(現時点で飲料メーカー関連会社、リサイクル業者3社が参画)
地域団体(地域住民)の役割	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト参画事業者の中から契約事業者を選定し、売買契約を締結 地域団体に属する住民は、指定された分別方法・日時に収集場所にペットボトルを出す
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> 契約を締結した地域団体が提供するペットボトルについて、自ら又は委託により行政回収と明確に区分して定期的に回収できる体制を構築 回収したペットボトルは事業者自ら、又は日本容器包装リサイクル協会のペットボトル登録再生処理事業者等へ確実に引き渡し、マテリアルリサイクル 年間のペットボトル回収量を市に報告 地域単体との売買契約に基づき、適正に収益金を支払う

(出所) 大阪市 HP : <https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000480794.html>

プラスチック使用製品廃棄物を容器包装プラスチック回収ルートで一括回収し、リサイクルした場合のCO₂削減効果は、可燃ごみとして自治体の焼却施設で発電/焼却した場合の2倍以上とされています。中間処理工程を一体化・合理化した場合、自治体が扱うプラスチック使用製品廃棄物の量が削減され、CO₂の削減効果が期待できます。さらに、一括回収では自治体が行う選別や保管等の必要がなくなるため、中間処理施設等における作業負荷の低減や作業の効率化も見込まれます。どちらの場合も、適切なルートでの回収の促進を図るために、住民への分別方法や回収拠点等の周知徹底が必要であり、従来のごみの出しのルールとその実態を踏まえた上で、新たなプラスチック資源循環のための取組を検討し、自治会や学校、消費者団体等と連携を図り、情報提供を行っていく必要があると考えられます。

(令和3年10月 公共コンサルティング部 天野)

株式会社知識経営研究所
 〒106-0045 東京都港区麻布十番2-11-5 麻布新和ビル4F
 TEL : 03-5442-8421 FAX : 03-5442-8422 e-mail : info@kmri.co.jp